

欧州共同体商標意匠庁，ニース分類の類見出しの一般的表示の共通運用について
各国商標庁との共同通知を公表

2013年11月22日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州共同体商標意匠庁（OHIM）は，11月20日，ニース分類の類見出しの一般的表示の共通運用について，各国商標庁との共同通知を公表した。本共同通知は，商標の保護を求める商品又は役務を特定する際に，ニース分類の類見出しの一般的表示を使用した場合について，明確且つ正確であるとは認められない11の一般的表示を特定したものである。本共同通知は，EU加盟国及びノルウェー（オブザーバー）の商標庁とOHIMでの運用に適用される。また，OHIMは，本共同通知の内容を反映させるため，手続マニュアルの一部を改訂した。

2012年6月19日のIP Translator判決において，欧州連合司法裁判所（CJEU）は，「商標ハーモ指令は，商標の保護が求められる商品および役務を特定するため，ニース分類の類見出しの一般的表示が十分に明確である場合には，その一般的表示の使用を排除しないものと解釈されなければならない。」と判示していた。

この判決を受けて，EU加盟国の商標庁とOHIMは，ニース分類の類見出しの全ての一般的表示を検討し，このうち11の一般的表示については，明確且つ正確であるとは認められないため，さらなる特定がされなければ許容されないことに合意した。その他の一般的表示については許容される。また，本共同通知には，上記の11の一般的表示が明確且つ正確であるとは認められない理由について，各庁が合意した見解も記載されている。

本共同通知は，原則として3か月以内に各庁で適用開始される。適用開始前に登録された商標については，遡及適用はされない。

明確且つ正確であるとは認められない11の一般的表示は次のとおり（**太字**の部分）。

- 第6類 **一般の金属から成る商品であって他の類に属しない鉱石**
- 第7類 **機械**及び工作機械
- 第14類 貴金属及びその合金並びに**貴金属製品又は貴金属を被覆した製品**であって他の類に属しないもの
- 第16類 紙，厚紙及びこれら**〔紙，厚紙〕**を材料とする商品であって他の類に属しないもの
- 第17類 ゴム，グタペルカ，ガム，石綿及び雲母並びにこれら**〔ゴム，グタペルカ，ガム，石綿及び雲母〕**を材料とする商品であって他の類に属しないもの

- 第 18 類 革及び人工皮革並びにこれら【革及び人工皮革】を材料とする商品であって他の類に属しないもの
- 第 20 類 木材, コルク, 葦, 藤, 柳, 角, 骨, 象牙, 鯨のひげ, 貝殻, こはく, 真珠母, 海泡石若しくはこれらの材料の代用品から成り又はプラスチックから成る商品（他の類に属するものを除く。）
- 第 37 類 修理
- 第 37 類 取付けサービス
- 第 40 類 材料処理
- 第 45 類 個々の需要に応じて, 他人が提供する人的又は社会的サービス

なお, 細字の部分 (例えば, 一般的表示「機械及び工作機械」の「工作機械」) は許容される。ただし, 「他の類に属するものを除く」は許容されない。

－ OHIM のプレスリリースは, 以下参照 －

[Common Communication on the Common Practice on the General Indications of the Nice Class Headings](#)

－ 共同通知は, 以下参照 －

[Common Communication on the Common Practice on the General Indications of the Nice Class Headings \(PDF\)](#)

－ OHIM の手続マニュアルは, 以下参照 －

[Manual of Trade Mark Practice](#)

[The Manual concerning Examination of Classification of Goods and Services Part B.3.](#)

－ IP Translator 判決についての欧州知的財産ニュースは, 以下参照 －

[欧州連合司法裁判所, 商標出願における商品および役務の記載について判示 \(2012 年 6 月 21 日\) \(PDF\)](#)

[欧州共同体商標意匠庁, IP Translator判決の実施について各国商標庁との共同通知を公表 \(2013年5月7日\) \(PDF\)](#)

(以上)